

例年、所得税の申告受付では、役場の申告会場は大変混み合い、申告受付まで多くの人を会場内で長時間お待たせしています。

令和2年分の申告期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、申告会場内が『3密状態（密集・密閉・密接）』にならないよう、入場者数を制限させていただきます。よって、申告に来られても、すぐに会場へ入場できない可能性があります。

町役場や税務署の申告会場に向かずとも、国税庁ホームページに開設される予定である『確定申告書等作成コーナー』を利用すれば、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書を作成することができます。

『確定申告書等作成コーナー』画面の案内に従って、必要な項目に金額などを入力すれば、複雑な所得金額や控除額、所得税額などが自動で計算され、容易に作成ができます。また、作成した確定申告書は、印刷して税務署に郵送で提出できるほか、^{インターネット}e-Taxを経由して税務署に提出（電子申告）することもできます。

感染防止の対策として、ご自宅からのe-Taxや郵送による確定申告書の提出を、ぜひご検討ください。

◇確定申告書等作成コーナー（令和2年分申告用は、1月上旬公開予定）

国税庁ホームページから『所得税の確定申告』、『確定申告書等の作成はこちら』の手順で作成

◇郵送受付先 光税務署 〒743-8577 光市虹ヶ浜3-10-1

◇e-Taxで確定申告書を提出（電子申告）することによるメリット

- ・混雑する役場や税務署の申告会場に向く必要がなくなります。
- ・書面の申告書で提出した場合と比べ、より早く還付金を受け取ることができます。
- ・確定申告時期であれば、申告を24時間受け付けます。（メンテナンス時間を除く） など

なお、『確定申告書等作成コーナー』で作成した確定申告書をe-Taxで提出するためには、下表の利用条件があります。

区 分	利 用 条 件
マイナンバーカードをお持ちの人	パソコンにつなぐICカードリーダー、またはマイナンバーカード対応のスマートフォンが別途必要です。 ※マイナンバーカードの発行手続きは、町民福祉課住民係で対応します。
マイナンバーカードをお持ちでない人	16桁の『ID(利用者識別番号)』とパスワードが必要です。 IDは、次のいずれかの方法によって取得してください。 ① 光税務署で発行の届出を行う。 （印鑑と運転免許証など本人確認ができる書類を持参すること） ⇒ IDは即日発行されます。 ※光税務署に電話予約をしてください。 ☎ 0833-71-0166（音声ガイダンスに従って『2』を選択） ② 税務課で発行の届出を行う。 （印鑑と運転免許証など本人確認ができる書類を持参すること） ⇒後日、税務署からIDを記載した通知が届きます。 ※役場での受付は、令和3年1月12日（火）までとなります。（開庁日のみ）